

改正後

公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査
制度運用マニュアル

平成25年5月 9日制定

平成30年7月27日(最終改正)

1～5 【略】

6 失格と判断する基準

(1) 契約担当者等は、5により入札を終了した場合は、調査基準価格未満の入札者が次の基準を満たさないときは、7に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定すること。調査対象者(当該調査の対象者をいう。以下同じ。)が当該基準を満たさなくなった場合も同様とすること。

ア 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格未満の入札を行った他の当センター発注工事(完成検査が完了しているものを除く。)について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。

イ 数値的判断基準

入札時に提出した工事費内訳書の次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとの金額が同表右欄に定める数値的判断基準を満たしていること。

工事の費目	数値的判断基準
直接工事費	発注者の設計額における直接工事費の <u>86 パーセント</u> 以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計額における共通仮設費の <u>80 パーセント</u> 以上の金額であること。

現行

公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査
制度運用マニュアル

平成25年5月9日制定

平成29年6月5日(最終改正)

1～5 【略】

6 失格と判断する基準

(1) 契約担当者等は、5により入札を終了した場合は、調査基準価格未満の入札者が次の基準を満たさないときは、7に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定すること。調査対象者(当該調査の対象者をいう。以下同じ。)が当該基準を満たさなくなった場合も同様とすること。

ア 基本的判断基準

当該入札前に調査基準価格未満の入札を行った他の当センター発注工事(完成検査が完了しているものを除く。)について、落札者又は契約の相手方となっていないこと。

イ 数値的判断基準

入札時に提出した工事費内訳書の次の表の左欄に掲げる工事の費目ごとの金額が同表右欄に定める数値的判断基準を満たしていること。

工事の費目	数値的判断基準
直接工事費	発注者の設計額における直接工事費の <u>75 パーセント</u> 以上の金額であること。
共通仮設費	発注者の設計額における共通仮設費の <u>70 パーセント</u> 以上の金額であること。

現場管理費	発注者の設計額における現場管理費の <u>80 パーセント</u> 以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計額における一般管理費の <u>43 パーセント</u> 以上の金額であること。

(2) 【略】

7～15 【略】

附 則

この運用マニュアルは、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成29年6月5日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成30年7月27日から施行する。

現場管理費	発注者の設計額における現場管理費の <u>70 パーセント</u> 以上の金額であること。
一般管理費	発注者の設計額における一般管理費の <u>30 パーセント</u> 以上の金額であること。

(2) 【略】

7～15 【略】

附 則

この運用マニュアルは、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この運用マニュアルは、平成29年6月5日から施行する。